

議事要旨(4) 税効果会計に係る指針の見直しに関する検討

冒頭、小賀坂副委員長より、税効果会計に係る指針の見直しに関する検討に関する審議を行う旨が説明され、引き続き、淡河専門研究員より審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

（監査保証実務指針第63号の移管にあたって適用対象とする税金の範囲）

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 適用対象とする税金の範囲を我が国の税金に限定する点について、移転価格税制に係る論点は連結グループ内の取引から生じるため、IFRS や米国会計基準を採用している在外子会社の会計処理と整合性を図るようにはする必要があるのではないか。

（過年度遡及会計基準第55項との関係）

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 実務上、税務調査においては期間損益の認識に関する見解の相違から企業が修正申告に応じるケースが多いと考えている。そのため、誤謬の取扱いを明記しないという事務局の提案に賛成する。
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 税務調査の指摘により追徴された場合に、誤謬かどうかを判断することは困難であることは理解できるが、誤謬の取扱いに関してまったく記載がないことには違和感がある。

（追徴税額に関して法的手段により還付される場合の取扱い）

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 企業会計原則注解（注 18）の引当金の要件について、合理的に見積ることができないことを理由に引当金を計上しない実務がみられるため、「追徴税額を合理的に見積ることができる場合」という要件を明記することで、従来よりも計上が少なくなることにならないか。

これに対して、事務局より、監査保証実務指針第 63 号の考え方を基本的に踏襲している意図が伝わるよう、今後、結論の背景における記載を検討する旨の回答がなされた。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 追徴の閾値については「可能性が高い」とし、還付の閾値については「確実に見込まれ」とすることで、還付をより厳しい閾値として示していることから、仮に専門

委員会の意見を受け入れて還付について「確実に見込まれ」という閾値を示さないのであれば、追徴についても閾値を示さないことが適切と考えられる。

これに対して、事務局より、専門委員会の意見は、実務上は負債を認識する閾値と資産を認識する閾値を変えている点を、会計基準において明記する必要があるかどうかを指摘しているものと理解しているとの回答がなされた。

（監査保証実務指針第63号に関する移管）

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 監査上の取扱いである「監査保証実務指針第 63 号」を会計基準に移管することによって意味が変わる箇所があると考ええる。例えば、事務局による文案の第 7 項に、更正等の還付額を損益に計上する際に「係争における双方の主張等を考慮する」とあるが、この文言は、独立した第三者である会計監査人の立場からの記載内容である。このように、意味が変わることがあり得るという前提において、監査保証実務指針第 63 号を ASBJ に移管することの要否を再検討する余地があると考ええる。

これに対して、事務局より、監査保証実務指針第 63 号の移管は、税効果会計専門委員会において日本公認会計士協会（JICPA）が公表している実務指針の移管の範囲を決めるにあたって、JICPA から依頼を受けたものであるとの回答がなされた。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 日本公認会計士協会の実務指針のうち会計処理に関する部分に関しては、契機があれば可能な限り ASBJ に移管する方が良いと考えている。現状、日本公認会計士協会の実務指針に関して、会計処理に関する部分のメンテナンスは、ASBJ の指示に基づき行っているため、単純な移管であったとしても、文言を検討した上で ASBJ に移管することが良いと考える。

以 上